

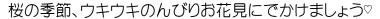
スキマタイムズ

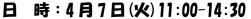




花見に いこう! 2015春







場 所:梅小路公園 芝生広場野外ステージ前集合

昼 食: お弁当(800円)を注文される方は

4月3日(金)までにお申し込みください。

担 当:吉武・横川 連絡先:075-682-7950

当日の連絡はこちら→090-8539-9436

※小雨決行です。



こころとからだをすっきり!ヨガタイム

ヨガで自分の身体と向き合ってみませんか?ヨガの目的はきれいなポーズをとることではありません。その日の身体がどんなふうに動くか動かないか、意識を自分に向ける時間です。呼吸が深くなり、肩こり、腰痛、疲労感もやわらぎます。ぜひ参加してみてください♪ 講師は石田久美さんです。



★ヨガ:全身をうごかすヨガ

日 時:4月21日(火)18:15-19:30(OPEN18:00)

場 所:油小路事務所2F

持ち物:動きやすい服装・タオル・飲み物

参加費:無料

*このヨガクラスは、JCIL自立支援事業所の利用者と家族・介助者を対象

にしています。

日本自立生活センター自立支援事業所 編集担当:横川

TEL: 075-682-7950 E-mail: jcil-kyoto@jcil.jp URL: http://www.jcil.jp/zigyosho/index.html

アメリカ・カリフォルニア研修報告 part2

前回に引き続き、昨年 12 月のアメリカ・カルフォニア研修の報告です。Part1 では、ロサンゼルスのトランジションスクール、クライシスホーム(グループホーム)、ウエストサイド自立生活センター、マイケルラーニングスクールを紹介しました。2回目の今回は、バークレー、サクラメントでの訪問先について報告します。

【バークレー】

●バークレー自立生活センター

カルフォニア州バークレー市にあるバークレー自立生活センター (CIL)は、1972年に世界で最初に作られた自立生活センターです。 現在は、創設者のエド・ロバーツ氏が亡くなられた後に記念として建てられた「エド・ロバーツキャンパス」内に事務所を構えています。 今回の研修では、雇用・就労支援や「パーソナルアシスタンスサービス」、次世代当事者の育成などについて、お話しを聞くことができました。



まず雇用・就労支援の状況について。カリフォルニア州では、40年間障害者の雇用率は変わっていないそうです。その背景には、雇う側が障害者に訴訟を起こされることを恐れていて、雇用の機会が圧倒的に少ないということがあります。一方で、障害者側も、生活保護などの福祉サービスを打ち切られることを恐れて就職に消極的だということもあります。そのような状況に対して、バークレーCILでは就労支援として、就職希望者への



雇用プログラムやトレーニングの実施、就職せずに生活保護を受けている障害者へのアプローチを行っています。このようなプログラムに力を入れるようになった結果、以前は雇用に結びつく人が2年に1人だったのが、今は1か月に1人に増加しています。

次に介助システムについてお話を聞きました。事業所からヘルパーが派遣される日本とは違い、アメリカでは、「パーソナルアシスタンス」(自分専用の介助者を雇用する仕組み)が制度化されています。 介助者を雇うお金は、行政や保険会社から障害者本人へ支給されま

す。介助者のトレーニングや賃金の支払い、コーディネートは障害者自身がやらなければなりません。CILは、その「やり方」を教える役割を担っています。また、介助者の情報のリストを提供して、利用したい人が介助者を自分で探せるウェブサイトの運営もしています。24時間介助者を雇うための費用の支給はあるそうですが、やはり、基本的に費用が安く、いい介助者にはなかなか出会えず、課題は多いとのことです。

また、日本のCILでは「次世代育成」が大きな課題になっていますが、バークレーCILでも「次世代育成」は 更なる活動の発展に向けての課題であるとのことでした。そのような状況のなかで、昨年就任したばかりの所長 は、「私たちは先輩方の運動の恩恵を受ける第一世代だと思っている。運動の結果、法律やアクセス問題など

のハード面はかなり整っている。その恩恵を受ける世代として、今後は人の考え方を変えるための運動に力を入れていきたい。」と力強く語っておられ、その言葉に感銘を受けました。

全体として印象深かったのは、アメリカのCILではスタッフを選ぶときに就労に必要な能力(「能力主義」)が前提とされているように見受けられました。実際にスタッフの多くが軽度の身体障害者や精神障害者で、重度の身体障害者の姿はセンター内に見られませんでした。活動に参加したいという希望だけでなく、各仕事の業務



をこなす処理能力が必要とされているようでした。スタッフ、利用者双方にとって、CIL はそこに集まる場というよりも、一般社会へのさらなる自立に向けてのステップアップのための一時的な通過点であるようでした。「日本のCILとは別物だ」という印象を受けたメンバーもいました。(下林)

●スルー・ザ・ルッキンググラス (Through the Looking Glass)



「スルー・ザ・ルッキンググラス」の事務所はエド・ロバーツキャンパス内にあります。この団体は「障害と家族」をテーマに活動をしており、「親である障害者への支援」を中心的に行っています。あらゆる障害をもつ人が親になる時のサポートや、障害者である親が親権を奪われないようにするための支援を行っ

ています。障害を持った人が親になるためのトレーニングとして、オリジナルのビデオを作成し、学習をしたり、様々な場面で育児しやすいような補助具の貸し出しをしたりしています。子育てをする中で自分以外の誰か(ヘルパーなど)からの間違った支援



を避け、親としての威厳を奪われないことが重要だと言われていました。また、日本とは違い、アメリカでは子供を十分に養育できないとみなされると親権を奪われてしまうことがあるため、障害者のなかには、親権を奪われることを恐れている人もいます。そのような本人が望まない状況に陥らないための支援も行っています。(辻本)

【サクラメント】

●DDSOーエンプロイメントプラス

DDSO-エンプロイメントプラス(以下、E+)は、有償・無償の職業プログラムを通して、発達障害のある成人の就労支援を目的として9年前に設立された団体です。

就労を希望する利用者は、まず月曜から金曜日まで開かれる様々な講義を最低30日間受講する必要があります。芸術/数学/文章作成/権利擁護/コンピューター/映像制作など様々な講義が行われています。



E+は、その講義での出席率や積極性、職業能力などを判断し、オフィスでの事務や清掃業務・メンテナンスなど主に短時間の仕事を対象の利用者に紹介することになっています。利用者によって幅はありますが、月に100~300ドル(12,000~36,000円)ぐらいを受け取っています。施設費や各講義の講師代などの運営費用は「リージョナルセンター」から、1日当たりの利用者人数に応じて支払われます。

E+では、次のステップとして一般企業への就職を目指しています。しかし、働く場がないことや生活保護の減額を恐れて積極的になれないなどの理由から、実際に就労に結びついた人は1%程度に留まっているのが現状です。このような状況に対して、E+では、映像制作や演技、芸術などの分野に特に力を入れています。クリエイティブな活動を通して、周りの人とのネットワーク作りやコミュニケーション能力を高めていき、個人の潜在的な可能性を広げる取組みを行っています。(古川)

●サクラメント BEE 新聞社

サクラメント BEE 新聞社では、障害者雇用を積極的に進めている会社です。労働者である当事者は、輪転機のある作業場で新聞を束にし、積み上げていく作業を行っていました。カルフォニア州では障害者雇用の推進は行っていますが、事業主への特別給付はありません。「援助付き雇用」(ジョブコーチ)の制度は、1980 年



代にカルフォニアで先駆的に始められました。カルフォニアの就労の考え方は「エンプロイメント・ファースト」(まずは民間の会社の雇用を探す)、「かならず最低賃金以上の給料を払う」ということで、「障害のあるなしで分け隔てることは差別」「作業所はつくらず、一般企業やコニュニティで生きて行くべき」という姿勢が徹底されています。就職率は伸び悩んでいますが、現在のカルフォニアの一番の取り組みは「雇用第一」ということで、今後、様々な対策が取られていくのではないでしょうか。(辻本)

総合支援法に変わったよ! えっ、ほんき? Part41

自立生活満喫中のリツコさん でもあんまり難しい話は苦手・・・



うん。あったかくなってきたね。 桜もちらほら咲き 始めたかな。でも、体調崩す人もまわりに多いね。

そうやなぁ。ところで、4 月から、特に大きく 変わることあるんかな?

ふーん。生活保護のなにが変わるん?

あぁ。前も話してたやんな。ちょっとずつ下げ られるんやんね。ほんまひどい話やなぁ。

え~っ!?まだもっと削られるん?

ええつ!

家賃分まで下げるなんて、ひどすぎやん!

うわぁ。それはたいへん!家賃払えへんようになったら、家を出なあかんの?

障害者は住むところが簡単に見つからへんし、 めっちゃ大変やん。

ちゃんと配慮してもらわないとね。

桜どころちゃうなぁ。ゆううつやわ。



障害者制度改革について 勉強中のタクオさん 小難しいこともやさしく(?)解説

いや~、もうすぐ3月も終わり、新年度だね。 あっというますぎるー。

忙しさや、気候の変化だね。 ゆっくりできる時間がほしいね。

人の移動はちょっとあるから、少しさみしい別れや、新しい出会いもあるかもね。介助サービスとかは、大きな制度 改定もなく、報酬単価も基本的にこれまで通りだから、今 まで通りかな。でも、生活保護はちょっと変わるな。

ここ2、3年で、生活保護制度は変わってきていて、2年前の8月から生活保護基準額が、毎年下がっている。 今度の4月も下がるんだ。

うん。3年間で段階的に引き下げ。今度の4月の引き下げで とどめ。全部で、単身世帯だと月6千円くらいの減額かな。 そして、話はこれで終わりでなかった!

うん。生活保護の中の住宅扶助(家賃分)も下げられる ことになった。

まだ詳しく決まってないけど、厚労省資料 (3月9日) によると、たとえば神戸市では、一人世帯で4万3千円→4万円、二人世帯で5万5千円→4万8千円、という大幅な減額案が出されている。

いちおう経過措置、猶予期間があって、初回の更新時までは現在のまま。車いす使用等個別の事情がある場合は配慮すると言われているけど。ほんとひどいよ。

そうだよね。今度の 7 月から、改定を実施すると言っている。京都市は、ちゃんと個別の事情に配慮するというところを徹底していってほしい。

そうだね。でも楽しむときは、楽しもう。ゆっくりするときはゆっくりしよう。いい春になりますように!